

各 幕 僚 長  
統合幕僚会議議長 殿  
各 附 属 機 関 の 長

人 事 局 長

現に他に雇用されている者の隊員への採用

隊員の採用にあたっては、貴職においても充分留意の上実施しておられることと思うが、現に他に雇用されている者の隊員への採用（特に幹部自衛官、幹部候補生たる自衛官又は事務官等への採用）にあたっては、従来とかく問題が生じているので、なお下記により万全を期せられたい。

記

- 1 自衛隊への入隊希望につき現使用者の同意又は了解を得ているかどうかについて、採用時の面接の際本人に確かめ、本人の言明のみでは充分了承しがたい場合には、その使用者に対し直接照会すること。
- 2 現勤務箇所からの退職理由が、隊員として採用するのに適当と認められるものかどうかについても、上記1に準じて照会すること。この場合、採用予定者が採用予定日以前に離職している場合にあっても、必要と認められるときは、同様に行うこと。
- 3 採用予定者が現に国家公務員又は地方公務員である場合は、その者の任命権者に対して文書により採用について了解を得ること。